



えたが、當時五年間の開門を求める高裁判決は乱暴だとして、上告に前向きな姿勢だった。にもかかわらず総理が押し切った背景には、上告すれば変節と批判されると、世論を強く意識した側面があると見られる。ただ、総理が決断の前に、関係者と議論を尽くしたり、根回ししたりした形跡はうかがえない。地元の長崎県側にも事前連絡はなく、県幹部は、テレビで初めて知った、ひどい話だと言っていた。西岡参議院議長は、記者発表後に首相から電話を受けたが、開門は認められないと首相に怒りをぶつけた、あけたら何が起ころかわからぬ、かんかんだつた。こう言つているんで

言つているんです。

ノリの被害は出ましたけれども、その後、何年か後に大豊作だつたんですよ。もし諫干が関係あるんだつたら、ずっと不作なんだよ、本当は。そういうふうに事実を全く把握していないんだよ、いかがえない。この人は、だから、私は残念でなりません。いかがえないと、私たちの残念だという気が持つたなと思いませんか。

かつたな

ませんか。

○鹿野国務大臣 今、諫早湾に長い間取り組んで

こられた谷川先生の思いをお聞かせいたしまし

た。

てわかりますよ、僕は。ただ、立場が違う。座っている場所が違うから、けんかしなきやしようがないです。同類ではあつても、僕は、きょうは激しく言わざるを得ません。わかつてください、立場が違うんです。わかつた上で言つているので、たちが悪いんですよ。相手の気持ちはよくわかつているんですから、僕は。

しかし、菅さんという人は変わつてゐるよ、本当に。それは、野党のときは何を言つてもいいんですね。しかし、船長としていすに座つたからには、天下万民のためにやるべきなんですよ。切りかえるべきなんですよ、頭の中は。それを、切りかわつていらない。この判決の瞬間は環境族の頭になつたんだよ。そうとしか思えません。

もつと詳しく言わせていただきますと、まず三つあるんです。

防災上、あけたら、何と言おうが防災の効果を發揮できないんです。なぜなら、堤防を締め切つているからね。マイナス一メーターナんだよ。どんどんどんどん雨が降つたときに、これが一メーターで、こう受けるんだから。それがなくなつて、何で防災の機能が發揮できるんですか。何を質問しても、こんなふうに言つているんですよ。もうあきれるんだよ。総理は、原稿は自分で書いていませんけれどもね。開門に伴い防災上の悪影響が生じないよう、どんなにしたらできるんだよ、あんなことが。開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うとともに、必要な対策を講じていく考え方で、こう言つてゐるんですよ。全部ですよ、全部の答弁に。読んでください、そこに配つていますから。全部、二十三項目の地元の質問に対し、総理はほとんどこれで答えてゐるんだよ、答えは。あなたはきれいですね、目が、あなたはきれいですね、目がと、朝から晩までずっと言つてうれしいですか、言われた方は。変わつていますよ、この人は。おつき合いするのの大変ですよね、皆さんも。

怒つても一緒だから、質問していきます。  
まず三つある。

防災上どうにもならぬということと、水が塩水に変わつて営農できないということと変わりはないんですよ。ということと、一番、皆さん方、だれも理解してくれないんだけれども、江戸時代から常々とさつき言つたような干拓を繰り返してきたので、ちつちやな樋門をつくり、ちつちやな樋門をつくりしてきただので、満潮時よりマイナス一メーターの田畠が二千七百ヘクタールあるんですよ、あるんです。これが、ここに潮受け堤防ができたために、長年かかつて塩分が抜け立派な畠になつてゐる、二千七百ですよ。新しい土地は六百七十かな、二千七百。

それが、またあけたら塩水があつと来て、またもとに戻る。恐らく皆さんも、そのことが全然わかつておらぬと思いますよ。わかつておらぬと思ひますよ。そうしたら、ここに田んぼを持つてゐる人は、よし、今から、稻だけじゃなくて野菜もできる、果物もできると喜んでここでつくつておつたんだから、ニンジンとか野菜も含めて。それがまた稻しかできなくなるんですよ、これをあけることによつて。それもわかつておらぬと思いますよ、僕は。

そういうことと、水がどこを探してもないんだつて、本当に。

例えばこんなふうに言つてゐるんだよ。浄化槽の、一日に六千立米の浄化した水を使えと言うけれども、浄化水でつくつたタマネギやニンジンをだれが買いますか。今、ブランドというのは、有機野菜だよ、水がきれいだよ、こんなにして売つてゐるんだよ。それを、うんこを処理した水でつくつたんだと言つて、だれが買うんですか。仮に買うとします。民主党の先生方が優しいから買つてくれるとします。ところが、使えないんですね。上限が一ドロップとなつてゐるんだけれども、この水は八ドロップぐらいあるから使えないと。そんなのを使えと言つてゐるんだから。

いかがですか。副大臣に今度は聞こうかな、大臣ばかりしないで。わかつてゐるから、交代交代やつてくださいよ。どうせわかつてゐる人に私は

○筒井副大臣 今の先生の言われること、多くが  
と/orかほんどが理解できる御主張だというふ  
うに思つております。

そして、この判決は、防災上やむを得ない場合  
を除いて三年以内に五年間開門せよというのが主  
文でございまして、国が直接拘束されるのはその  
部分でございます。その部分だけでございます。  
それ以外の判決の理由中に示されたことに法的に  
拘束されるわけではない。

ただ、その拘束される主文中のものでも、防災  
上やむを得ない場合というのは具体的にはどうい  
う場合なのか。これを厳密に考えていけば、いろ  
いろな考え方があるわけでございますし、五年間  
開門といつても、開門の方法もまたいろいろなや  
り方があるわけでございます。

今、環境アセスをやつてあるところでございま  
すが、そこで、先生御存じのとおり、三ケースで  
今調査をやつてあるわけでございまして、全面開  
門、段階的開門、そして一部開門、これらの場合  
にどういうふうな影響を与えることになるのか。  
その開門のやり方、開門の程度、それと防災、營  
農対策、漁業対策は相関関係にあるわけでござい  
まして、それに対してもう一つやつていいく  
かということが厳密に確定をしなければいけない  
わけでございます。

そして、今の先生の水の問題について申し上げ  
る前に、もう先生もこの点は十分御存じだと思いま  
ますが、農水省も今、環境アセスの素案が五月に  
出るから、その素案が出てから具体的な開門の時  
期、方法、事前対策の中身、これらを確定してい  
きたいというふうに考へておられるわけでございま  
す。

その環境アセスの素案が出る前に、そういう由  
身を具体的に出せという要求を農水省は受けてい  
か。できると言つけれども、できないんですよ。  
防災も水もない。それから、こつちの旧干拓地の  
土地も使えない。これをどうしてやると言つんで  
すか。

るわけでござりますが、しかし、それはさておき、科学的知見に基づいたその調査の結果に基づいて、開門の方法、対策等を打ち出していくんだという形、そういう姿勢をはつきりしているわけでございます。だから、それまでは具体的な対策の中身とかそういうものを申し上げることは差し控えたいと思つております。

しかし、水の問題に関しては、営農上の問題としても極めて重要な問題でございまして、もうこれも先生御存じのとおり、別の水源を探す。河川水を探す、それから、先生も先ほど言われました汚水処理水を浄化して使う、あるいは地下水を使う、今までもそれらのことが検討されているわけでございますが、いずれも、これも先生おつしやるとおり、非常に難しさを伴つてゐる。

今挙げた三つの水源以外に、水以外に他の方法がないのか、他の方法があるとして、それがどのような形をやれば可能なのか、これも含めて検討をしていかなければいけないというふうに考えております。

○谷川委員　冷静にやろうと思つたんですが、立つたらやはりかつかしまして、頭が、整理がつかなくなつて困つてゐるんです。

一番考えていただきたいのは、福岡高裁の矛盾点なんですよ、矛盾点。何で、何回も言いますか、潮受け堤防は洪水や高潮などの防止に一定の役割を果たして、ここのこととは何なのかなと思うんだよね、僕は。

要するに、農水省が、菅首相の顔色を見て、まともに裁判で自分たちの主張をしなかつたのか、もしかしたら、裁判記録をすつと読んでみてくださいよ。あける必要はないんだという、ああいう結果にならぬような反論は余りしていいじやないですか。

副大臣、この辺にコメントはありませんか。農水省はサボつたのかな、裁判のときに。

○筒井副大臣　この潮受け堤防自体を農水省が主体となつて建設したわけでござりますから、その必要性についての主張に今の点は絡むわけでござ

いまして、農水省は一生懸命その立証のために努力したというふうに思つておりますし、直接は法務省の訟務検事が裁判所に出てひつてやるわけでございますが、そういう場所で主張すべきものはきちんと主張した、そういうふうに考えておりま

○谷川委員 それでは、もうちょっと具体的に、抽象論だけで終わつてはかないませんので、具体的に話を聞きます。

場合があるんですよ。正確な週間予報が期待できない中でどうして防災機能が確保できるのか、具体的な排水門の管理方法を示してくださいといふ御質問を總理にしたときに、どんなお答えだか御存じだと思いますが、開門に伴い防災上の悪影響が存しないよう、開門の方法、時期、期間について

関係者と話し合うとともに、必要となる対策を。全く一緒になんですよ、さつきど。こればかり答えられるんですよ、何を質問しても。

田先生も弁護士ですから、知恵をかりて、この変わつた人を何とか説得する方法というのはなかなかつたんですか。変わつていますよ、何を聞いても自分の答えだからね。幾ら人に書かせたにしても、自分の回答書を出すときには読んではいるでしょう。どう思いますか。全部これですよ、答えは。そのことについて。

○筒井副大臣 それは先生のおっしゃるとおりでございますが、ただ、やむを得ない点もありまし

て、それを具体的に、小潮の場合、大潮の場合、それぞれの状況がどうなるのかを言うためには、開門の方法、程度、これに影響されるわけでござ

いまして、今三ケースで検討しておりますから、それについてどういう開門の方法をするのか、これに影響されるわけでござります。

同時に、そのことは、事前対策をどの程度どういうふうにとらなきやいかぬかにも影響するわけですが、環境アセスの素案の結果が出でございますから、環境アセスの素案の結果が出でからだという点は、首相に限らず、農水省の主

としても、その前は具体的にはなかなか御説明をすることのできないというふうに考えておりまして、原告弁護団の皆さんからの強い要求もあるんですが、その場合もそういうふうにお答えをしているところでございます。

○谷川委員 副大臣は環境のアセスばかり言つて、上告して様子を見るという手は、普通の人の考へる手ですよ。確定してしまつては重いですよ、選択が狹まるんだから。

それなら、そういう一步前に、何で決断する前に地元と話し合つてくれなかつたんですか。これがポイントですよ。地方分権、地方分権と言つて、あれは選挙の票をもらうために言つているんですか。本当は地元なんかの人の意見を聞く気はさうさうないんですか、民主党とひうのは。何で

寄つてたかつて総理を説得してくれなかつたんですか。だつて、織田信長の家老は腹を切りましたよ、平手政秀は、諫死というのもありましたよ、皆は、死にまするでいいんですから、可でもう

○鹿野國務大臣 今、どうして前もつて話がなかつたか、こういうことでござります。この点にちよつと努力してくれなかつたんですか。

つきましては、私も一月二十三日、長崎県に参りまして、知事初め議会、議長、関係者の方々と二時間以上にわたりまして意見交換をさせていた。いた際に、私ども、前もつて何の話もしなかつたまゝで、この問題を提起され、どうぞお

ということは「いいではある」とは申しわけございませんでしたと心からの陳謝をさせていたたきました。

開門による漁業被害解消の可能性は二いで  
決では、開門により漁業被害が解消されるかに  
いて定量的かつ科学的に全く証明されていない、  
国は開門すれば漁業被害が解消するかどうかに  
いて、どう考えておられるのか、科学的根拠につ  
いて、具体的に示していただきたい、開門が新規  
な被害を地域にもたらすことは確定的であるに確  
かなことは確定的であるに確

かかわらず、国は漁業被害が解消されるか否か左  
かでない開門をあえて行う必要があると考えるの  
か、考え方を示していただきたいというふうに總理  
に質問した。書いていますから読んでください  
ね、そこに配っていますから。

回答書は、開門は、諫早湾及び有明海の環境に  
対して、負の影響を与える可能性がある一方、海  
水と調整池の水が混合することなどにより漁場環  
境が改善する可能性があると考えられます、開門  
による漁業への影響について、現在実施している

環境アセスにおいて検討しているところです、それだけ答えているんです、これだけ。漁業被害が解消するかどうかについて、科学的根拠に基づいて具体的に示すよう尋ねているのに、これじゃ回答になつていないのでしょう。日本語がわからないのかな、もしかしたら。

それで、アセスで検討すると答えていた人が、開門による負の影響と改善する可能性の正の効果を比較考量すらせず、開門のみ決めたのか。こわらこついて具体的な科学的根拠があるのか具体的

○鹿野國務大臣　先生からの御指摘の点につきま  
に示してくれ、こう言つてゐる。示してくれま  
んか。

しては、筒井副大臣から答弁をいたしましたところに、いわゆる開門する際に三つの方法、そういうふうなことが検討されるわけでありますけれども、防災上、また營農上、そして漁業に対しても、どう影響を与えるかというようなところをや

こうして景巻を持たざるなどいふことはないが、それをやめたりしつかりと把握しながら対処していくかなぎやならない。そういうことから、環境アセスの素案をいうふうなものの中で一つ具体的な形で御提案をさせていただく、こういうようなことになるものと思つてゐるところである。

○谷川委員 では、環境アセスについてお尋ねします。

仮に、環境アセスの結果、常時開門が適当でないとなつた場合、国はどうするのかというふうに質問しているのに、回答書では、開門に当たりは、環境アセスの結果を踏まえて、また同じであります。

よ、防災、當農、漁業への影響に十分配慮し、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合を行うとともに、ここでよく関係者と話し合うことですよ、この人は。政府と一緒に万全の対策を講じることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう、誠意を持つて取り組んでいく、こう答えるんです。

開門の是非を検討する本来の環境アセスの性格からすれば、環境アセスの結果、常時開門が適当でないとなる場合も想定されるんです。その場合

の国に対する対応を質問しているのに、総理はこれに回答していません。総理は、環境アセスの結果、當時開門が適当でないとなる場合は想定していないのか、最初から結果ありきの環境アセスを考えているのか、答えていないんです。かわりに大臣が答えてくれませんか。何かコメントはありませんか。

○鹿野国務大臣 重ねてのということになるかね  
しませんけれども、現在、環境アセスにおきまして、  
開門の方法として三つのケースを選定いたしました。

しまして、それぞれの方法ごとに影響の予測、価というふうな対策を検討しているところです。

そして、この環境アセスメントを踏まえて、整池周辺低平地の排水や既設堤防等に防災上の影響が生じないよう、また、開門の方法、時期、期間について関係者と話し合いを行うことによまって、調整池周辺低平地の排水ポンプの設置

既設堤防の改修等の対策を講じていくというような考え方方に立っているところでござります。

いずれにいたしましても、本年の五月にこの結果案を取りまとめた段階におきまして、長崎港開港事業者から十分説明をさせていたゞきながら進

関係者ともう一ヶ月間話をさせていたが、かならぬ事でござります。

を集めて、ああ、この人は実態を何も把握しないで、ただ自分の主義主張のためにやつたんだとしか。上告しないということを僕は言つているんです、ずっと。なぜ上に上げなかつたのかと。

かつてください。調べてください。諫干ができるた  
後、ノリは史上空前の豊作になつてゐるんだか  
ら、関係ないでしよう。それを総理は、予算委員  
会の答弁でノリの被害があると言つてゐる。

理はかばい切れぬわと思ひませんか

それを見た上でなくて、その前に、それがない段階で具体的な開門の方法や対策を決めたとすれば、それは長崎県側からもより批判されるんではありますか。

例えば、この病院に行つてあなたはがんだから死ぬよと言われたら、ここに行つたら助かると思うじゃないですか。もしかしたら。思いませんか。ここに行つたら助かるかもしだれぬと思うじゃないですか。一緒ですよ。地裁で負けた、高裁に上づをへ。高裁で負けた、上げて上げて上げて。

関係者は祈りをするんですよ。それが、全く何の調査もしないで、自分の主義主張、だけでばんとやられたら、地元は泣くに泣けないんですよ。そういうところをよくわかつてくれぬといかぬですよ。

理屈を言ふ前に、

それなのに、諫早湾干拓事業の漸受け防護網を  
切りと諫早湾湾口、近傍以外漁業被害との因果関  
係は認められないと言つてはいるのに、總理は、根  
の質問状に対する回答では、諫早湾及び有明海に  
おける漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲  
圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの  
食害の増加等複数の要因があると指摘されている  
ものの、いまだ科学的、客観的に十分な解明がさ  
れていない、要するに、原因は不明と回答され  
いるんです。

それを、この間の二月三日の衆議院予算委員会において、遠山議員の質問に対し、何度も現地に足を運び、その間、長崎に限らず、福岡、佐賀、いろいろな方々から、ノリの被害など、も全然違う、ノリは諫干とは関係ないんだよ。お

かつてください。調べてください。諫干ができた後、ノリは史上空前の豊作になつてゐるんだから、関係ないでしよう。それを総理は、予算委員会の答弁でノリの被害があると言つてゐる。全然実態を知らないんですよ。どうですか、總理に徹底して教えてみるつもりはありませんか。

○鹿野國務大臣 総理自身が長い間この諫早湾問題にも取り組んできたということは、先生御承知のとおりであります。そういうようなことも踏まえて、高裁判決を重く受けとめたというふうなことから判断がなされたわけでござりますけれども、總理自身も、基本的に、この開門等をどういいう方法でやつていくかということをございますけれども、いろいろな方法があつたとしても、この開門によつて、防災上、營農上あるいはまた漁業

○谷川委員 私が去年四月二十二日に当時の大臣に質問したときに、赤松大臣は、科学的なデータによるならば、万全の策を講じてやつていかなきならない、このことは非常に大事なことだ、こういうふうな考え方方に立つておるということだけは御理解をいただきたいと思います。

やきちつとした調査に基づいて、きちつと結論を  
出していくのが、政治家、大臣としての私の使命  
であり役割である、地元の意見を無視して强行し  
てなんということはやらない、地元の皆さんとの了  
解をとらなければあけるなんということはやらな  
いと明確に答弁しております。

にもかわらず、

の答弁を独断で覆し、環境アセスによる科学的、客観的検証の結果も出ないまま、地元の了解もとらずやつてはいるんですよ、何と答弁しようが、だから、カバーする気持ちはよくわかります。何回でもカバーしていく下さい、議事録を持つて機

は選挙区を回るんだから、どんどん総理を力行使してくださいよ。しかし、つじつまが合わぬことはそつちの失政になるよ、つじつまが合わぬ答弁をしたら、やはりかばい切れないのであるんじゃないですか。思いませんか、副大臣。この総

○鹿野國務大臣 赤松大臣等々のときにおける大臣の発言等々、また、そういうふうなことは本当に重く受けとめなければならないところでございまして、それだけに、前もつて長崎県関係者の方々に何ら具体的な形でお知らせをすることなく判断をしてしまったということに対しては、重ねて申し上げますけれども、私は心から申しわけなく思っておりますということを陳謝しておりますといふでござります。

○谷川委員 西岡議長が、文芸春秋二月号で、今までいろいろ言つてゐるんです。それを踏まえてですが、今までの大蔵の答弁をお聞きするにつねて、十分な検討をされるはずであるにもかかわらず、總理が富岡高蔵の判決に對して、内容を詳細

○谷川委員 西岡議長が、文芸春秋二月号で、今までいろいろ言つてゐるんです。それを踏まえて、ですが、今までの大蔵の答弁をお聞きするにつづけて、十分な検討をされるはずであるにもかかわらず、総理が福岡高裁の判決に対し、内容を詳細に分析することなく、理解もしないで上訴の放棄を判断したとしか私には考へられません、何と云われても。質問状に対する回答においても、具体的な回答は全くありません。くどいですけれども、皆さん、必ず読んでくださいね。

同じ民主党の重鎮である西岡議長が文芸春秋において、総理はスタンダードプレーありきの思いつきと言われているんです。ここに持ってきて読みたいくらいです。いろいろなことを言つています。

皆さん、今日はそれで講んでください。  
一番ここで皆さんに考えていただきたいのは、  
こうして防災機能をしていて、そして塩分が上に  
上がつてくるのを阻止している、これをあけてこ  
うしたら全部ぐちやぐちやになつてしまふ。こわ  
をもとに直す方法はない。副大臣は、なかつたと

あけぬと言つて いますけれども、本当にあけないんですか。我々は今から一生懸命かかつて証明すればいいんですね。五年間あけたら防災機能を維持する方法はないと証明すればいいんですね。

○管井副大臣 先ほど申し上げましたように、環境アセスばかり言つてはいると言われましたが、これは長崎県側の意見でもあるというふうに私は理解をしております。今、科学的知見に基づく調査といふのはこの環境アセスしかありませんから、

それを見た上でなくて、その前に、それがない段階で具体的な開門の方法や対策を決めたとすれば、それは長崎県側からもより批判されるんですね。だから、そう言って……（谷川委員）だから上で上げるよと言つたよね」と呼ぶ)いや、まずそれが前提で、その上で、今の環境アセスの三つのケースの場合にどういうふうになるのか。一部開門を含めてでござりますから、その場合には、全体の中で必ず対策はあるし、対策ができるものというふうに今のところ考えていくところでござります。

○谷川委員 時間がもうないので、最後に、地元の声をお届けします。

諫早市長がこう言つてくれと言つてはいるんですけど、吉野町門司二丁目、第三小学校近く、かつては

水被害や排水不良が予想され、調整池水位をマイナス一メートルで管理できず、防災機能に大きな影響が生じ、地域住民の生活に重大な影響を及ぼすため、地元は非常に不安です。海水導入により広大な調整池が農業用水に使えず、代替水源も何一つ具体的に示されず、干拓地の膨大な農業用水を確保できる新たな水源はありません。また、干拓地及び背後地で塩害や潮風害が再び発生するおそれがあります。二百五十分メートルの二力所の排

水門から海水が出入りし、排水門周辺で速い潮流が生じ、濁土を巻き上げ、諫早湾外まで濁りが拡散し、魚介類や海藻類への深刻な被害が予想され、調整池の淡水系の生態系なども破壊されます。こう言っています。

雲仙市長は、これまでに長年たび重なる排水不良や高潮により、住宅農地は被害を受けてきており、諫早湾干拓事業が半世紀にもわたり糾余曲折を経てやっと完成し、防災、農業生産向上も成し遂げた。今回の園の

と、地域住民の懇願がかなわぬした。全国の市長会は、これまでの国の一貫した政策を否定するものであり、雲仙市民の合意は得られるものではなく、とても容認できません。」（このふうに言つてゐるんです。

どんなふうに答えたらいか、ちょっとだけでも、大臣、教えてください。帰つてから私はこの人たちにどんなふうに言つたらいいか、教えてください。

○鹿野国務大臣 謙早の皆様方のお声というものは、お考えといふものは、重ねて申し上げますけれども、私も直接お聞かせいただいておるわけではございまして、それだけに、開門というふうなことになつた場合に、方法はいろいろありますけれども、當農業上も防災上も、漁業者の方々にも影響がないよう、不利益を強いることがないような形であらゆる努力をしていかなきやならない、こう思つておるところでございます。

○谷川委員 もう時間がないので、また党内でお願いして、次の機会にもう一遍整理して、再度、僕は諫干については質問させていただきます。

最後に、TPPについてですが、全く諫干と一緒に、諫干と一緒ですよ。何かといふと、平成の開国をやるんだと。開国をやるんだということは、ところが、農産物の関税は日本は物すごい低いんです、一一・七。韓国は六二・二でしよう。FTAで我々が目標としている韓国は六二・二で、うちが一一・七。これが鎖国をしているんですか。

だから、この人は情緒的に、感覚的に、自分の都合のいいように考える癖があるんですよ。これは強く強く僕はお願ひしておきますよ。もうちょっとと科学的知見に基づいて、統計学的に物事は考えていただきたい。

問題とするなら、七七八の米でしょう、三八・五の牛肉でしょう。これをゼロにしたらつぶれまよ。そこを頭に入れながら、つぶれない、こう言つておられます。周辺の環境整備と言つてますが、具体的には、担い手をつくるんだ、規模拡大するんだ、流通を整備するんだと、実現会議で言つているけれども、それ以上のことは我々には全然流れでこない。こういうところがほんとTPPを構えなしにやつたら、農業がつぶれ、私のふるさと

の壱岐、対馬、五島列島は無人島になりますかも、大臣、教えてください。帰つてから私はこの人たちにどんなふうに言つたらいいか、教えてください。

何かコメントがあつたらどうぞ。

○鹿野国務大臣 谷川先生のTPPに対する基本的な考え方というふうなものは、これから総理自らが、六月をめどにいたしまして交渉参加をするかどうか判断していくことを言わっているところ国会における議論、あるいはまた、これから情報報ができるだけ共有する中で国民の人たちにも提供して、どのようなお考えに立つておられるかというふうなことを総合的に判断していかなければならぬと思っています。

○谷川委員 最後に要望して終わりますが、次の機会に、諫干については、きょうの答弁をもう一遍よく読んで、そして、さらに関係者と話し合つた上で、もう一回冷静に沈着にやらせていただくことをお願いします。

終わります。

〒100-8982 東京都千代田区永田町2-1-2  
衆議院第二議員会館1101号室

衆議院議員 谷川 弥一

TEL 03-3508-7014 FAX 03-3506-0557